

で有力な資本の團結方に當らねばならぬ。自由契約が名は自由であつて、しかも其の實は、僱主側が思ひのままの労働條件を命令し、労働者は唯だ之に服従するの外ないのは之が爲めである。

被僱者たる労働者が一致團結して労働組合を組織し、一人々々の個人としてではななくて、一個の組合として、一個の團結した力として僱主側に臨む時、僱主と被僱者とは、初めて對等の立場に立つことが出来ると、労働者は組合の力により、僱主と對等の立場に立つて初めて正當な労働條件を獲得し、正當な賃銀と、正當な労働時間と、正當な労働條件との下に、生活の保障と安定を得、生活の向上を計り、人間らしい生活を求める正當な要求を主張することが出来る。

我國には未だ先進諸國のやうに、労働組合を公認する法律は制定せられて居らぬが、それと同時に昔日の諸外國のやうに、労働組合の組織を禁じた法律は存しない。況んや最近、政府は國際労働會議に送るべき代表者の選出に當つては、労働組合に選舉權を與へたので、事實上、政府は労働組合を積極的に公認したものである。今日尙ほ封建時代の主従關係を夢みてゐる頑迷な日本の僱主は、労働組合の組織を喜ばず、有ゆる陋劣な手段を弄して組合の組織を妨害してゐることは事實である。彼等は自由契約主義の利益のみは之を利用しつゝ、尙ほ昔の通り、召使ひに對する主人の權威と專横を以つて、吾々労働者に臨まんとするものである。けれども労働組合は、既に國家が事實上公認したところの組織であつて、僱主には労働組合の組織を妨害し、その被僱者が組合に加入することを妨害する何等の權利をも持たないものである。労働者が組合を組織して、僱主に對して正當の利益を擁護することは、労働者の道徳的の權利であるばかりでなく、國家が積極的に公認したところの權利である。

今日の社會は僱主たる資本家の階級と、被僱者たる労働者の階級とに分かれてゐる。資本家には資本家の利害があり、資本家階級全體としての共通の利害がある。その如く労働者には、一人々々の労働者の利害があるばかりでなく、労働階級全體に共通した利害がある。資本家階級は共通の利益を擁護するために、紡績業者には全國紡績聯合會があり、船舶業者には日本船主協會があるばかりでなく、工業俱樂部、經濟聯盟、實業聯合會の如き、有ゆる事業の資本家を打つて一丸とした有力な團體があつて、資本家階級全體の利益の増進を計つてゐる。その如く被僱者たる吾々労働者は、労働組合によつて各自の利益を増進すると同時に、一事業一會社に於ける労働者全體の利益を擁護し、同一職業同一産業の労働者全體の利益を擁護し、更に進んでは、組合の全國的團結によつて、労働階級全體の利益を擁護しなければならぬ。

労働階級全體としての生活が向上しなければ、各自の生活を向上せしめることは出来ぬ、労働階級全體が資本の搾取から解放せられぬ限りは、一部の労働者のみが資本の搾取から解放せられることは出来ぬ。組合運動は労働階級全體の闘ひであつて、同時にすべての労働者の闘ひであり、すべての労働者はこの闘ひに参加する義務と責任がある。この解放の闘ひに参加せぬ労働者は、自分自身の利益と幸福に裏切つてゐるものであると同時に、労働階級全體の利益と幸福に裏切つてゐるものである。故に吾が神戸海上労働組合は、港内船員及び労働者の労働條件を改善し、その生活の向上を計ることを當面の目的とすると同時に、狹隘な職業心理と職業利己主義に捉はれないで、労働階級全體の共同的の闘ひに参加しなければならぬ。

我國に於ける一般海員の労働條件は、諸外國のそれに比して遙かに劣つてゐる。就中港内船員及び労働者に至つては、一般労働者のそれに比して、遙かに不利な労働條件に甘んじてゐる。今日に至るまで、港内労働者の間に有力な組合の無かつたことは、其の主たる理由の一つである。故に吾が神戸海上労働組合は、堅實にして合理的な手段と方法によつて、先づ港内労働者の労働條件を改善し、生活の安定と向上を計ることに力を傾倒しなければならぬ。

吾が神戸海上労働組合の目的は、單に労働條件を維持改善することに止まらないで、更に進んでは、資本の搾取の無い正義公正に基づいた新しい社會生活を建設することである。吾が神戸海上労働組合は、當面の目的に向つて最も堅實な歩みを進めると同時に、労働階級の完全なる解放を以つて、最終の目標とすることを宣言する。

大正十三年八月廿四日

日本労働 總同盟 神戸海上労働組合